

豊中市緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、聴覚機能若しくは言語機能に障害を有する者（以下「聴覚障害者等」という。）又はその家族が急病、事故等により、救急車の出動を要請する緊急時において、聴覚障害者等と当該搬送された医療機関の医師、看護師等との円滑な意思疎通が図られるよう、聴覚障害者等に支援を行うため、手話通訳者・要約筆記者（以下「通訳者」という。）を派遣する事業を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣対象者）

第2条 この要綱による緊急時に通訳者の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、市内に居住する聴覚障害者等とする。

（緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

第3条 この要綱による緊急時に通訳者を派遣する事業（以下「緊急時通訳者派遣事業」という。）は、次に掲げる場合に派遣対象者に通訳者を派遣する事業とする。

- (1) 聴覚障害者等が急病、事故等により救急車で医療機関に搬送された場合
- (2) 聴覚障害者等の家族が急病、事故等により救急車で医療機関に搬送されたとき、当該聴覚障害者等が付き添うこと等により通訳者を必要とする場合

（事前登録）

第4条 緊急時通訳者派遣事業を利用しようとする者は、原則として、あらかじめ住所、氏名等を記載した派遣希望登録書（様式1）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された派遣希望登録書（以下「派遣希望登録書」という。）に基づき登録し、当該派遣希望登録書を保管する。

（派遣手続）

第5条 前条の規定により登録を受けた聴覚障害者等は、通訳者の派遣を受けようとするときは、豊中市消防局（以下「消防局」という。）に急病、事故等による救急車の出動要請をすることと併せて、その旨を依頼するものとする。

2 前項の規定による派遣の依頼（以下「派遣依頼」という。）を受けた消防局は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める通訳者に派遣を要請する。この場合において、当該派遣要請の手順等については、消防局と障

害福祉課との取決めによるものとする。

3 当該事業登録の聴覚障害者等が、消防局にメール119もしくはNET119を登録し、メール119もしくはNET119にて救急車等の出動要請をした場合、消防局はその要請地が派遣区域内の場合において、通訳者の派遣を要請する。

4 障害福祉課は、消防局から不在等の理由により通訳者を派遣できない旨の連絡があったときは、消防局が派遣を要請した登録通訳者以外の登録通訳者に派遣を要請する。

（派遣の可否の連絡）

第6条 消防局又は障害福祉課は、前条第2項又は第3条の規定による派遣要請を行った後、登録通訳者を派遣できるときはその旨及び当該登録通訳者の氏名を、登録通訳者を派遣できないときはその旨を、派遣依頼をした者に医療機関を通じて連絡するものとする。

（派遣区域）

第7条 登録通訳者を派遣する地域は、原則として、市内とする。ただし、市長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

（利用料）

第8条 緊急時通訳者派遣事業に係る使用料は、無料とする。

（通訳者の登録）

第9条 市長は、緊急時通訳者派遣事業を円滑に遂行するため、障害福祉に理解と熱意を要する者であって、次に掲げる者のうちから本人の同意を得て通訳者として登録する。（様式2）

(1) 派遣希望登録書に記載されている者

(2) 市に予め通訳派遣者として、登録のある者

（登録通訳者の責務等）

第10条 登録通訳者は、聴覚障害者等の人権を尊重するとともに、緊急時通訳者派遣事業により知り得た聴覚障害者等の秘密を漏らしてはならない。前条の登録を取り消された後も同様とする。

2 登録通訳者は、当該業務の終了後、速やかに障害福祉課にその旨報告するものとする。

（通訳者への謝礼金）

第11条 市長は、前条第2項の規定による報告に基づき、登録通訳者に対し業務1回につき6,500円を支給する。

2 前項に定めるもののほか、登録通訳者の業務に要した交通費については、実費を弁償する。

（施行細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、緊急時通訳者派遣事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。